

新型コロナウイルス感染防止にかかる対策について

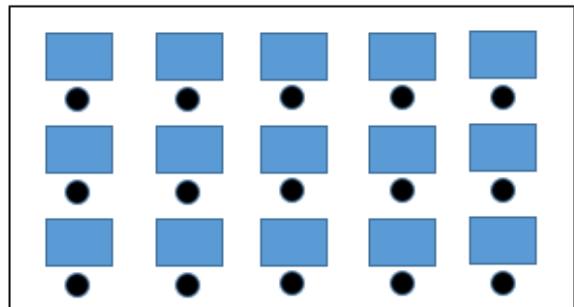
～ 小 モ デ ル （6月3日より）～

I. 学校施設面における対策

(1) 教室

- ・ 2方向による換気を徹底する。(窓・出入口の開放・換気扇の使用)
- ・ エアコン使用時においても換気を徹底する。

4分の1窓を開けて換気を行う。もしくは、
30分に1回を目処に換気を行う。



- ・ 原則、全員が前向きにテスト隊形で座席を配置する。その際、児童と児童座席を1m程度離す。
- ・ 体温計、除菌用アルコールセット、簡易救急セットを備え、検温を忘れた児童や軽微なケガの対応を行う。

※ 手指消毒用アルコールは置かない。石鹼等による手洗いの励行に努める。(教師用の手指消毒用アルコールのみ設置)

(2) 特別教室

- ・ 特別教室に入る前に手洗いやアルコール消毒をする。授業が終わって手洗い等をしてから教室に戻る。
- ・ 図書室で読み聞かせを行う場合は、集まらせるのではなく、席に座らせ距離をとった上で行う。

(3) 体育館・運動場

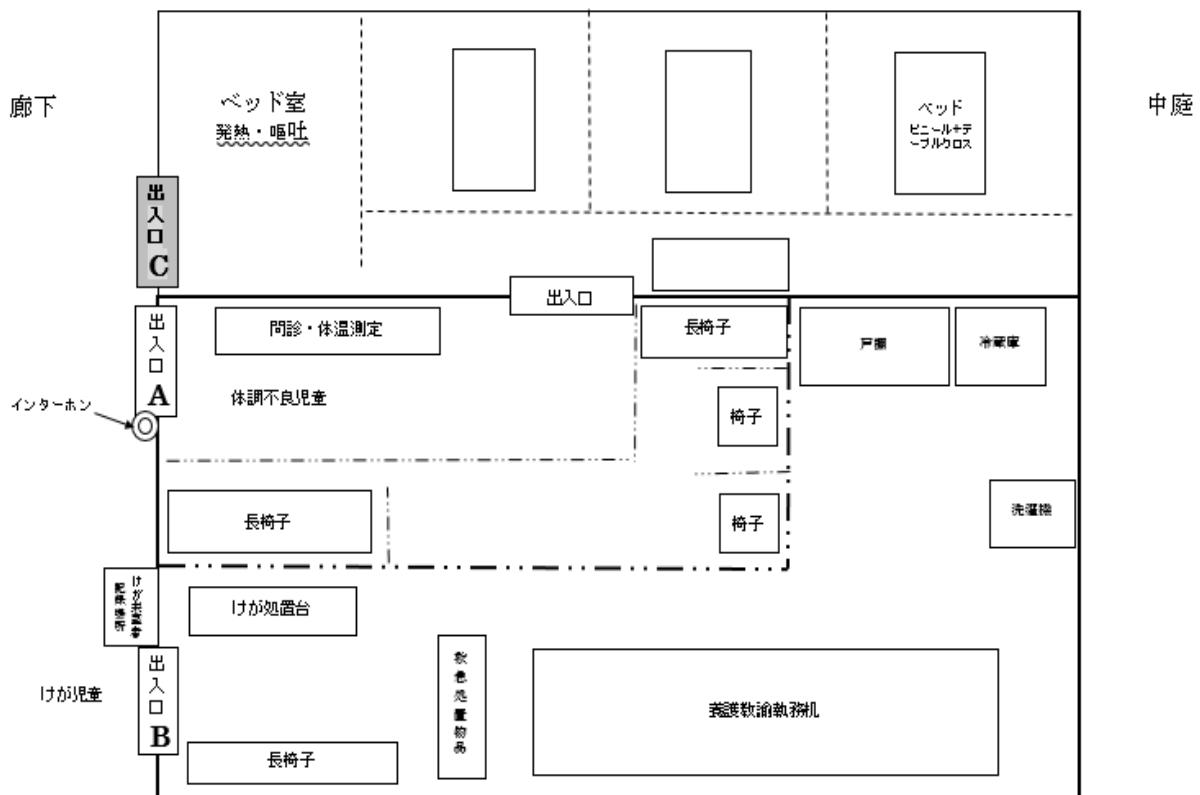
- ・ 体育館では、全ての窓とドアを全開して換気することで、「密閉」を防ぐとともに、児童にソーシャルディスタンスをとらせて「密集」を防ぐ。
- ・ 体育館のトイレは、使用しない。トイレに行く場合は指定されたトイレを使う。
- ・ 運動場では、十分な距離をとれば合同体育や学年集会等をしてよい。

(4) 職員室・事務室

- ・ 2方向による換気を徹底する。(窓・出入口の開放・換気扇の使用)
- ・ エアコン使用時においても換気を徹底する。
- ・ 教職員の感染防止のため、机の間に透明シートを設置する。



(5) 保健室



- エアコン使用時においても2方向による換気を徹底する。(窓・出入口の開放・換気扇の使用)
- 体調不良が入室する出入口Aとケガをした児童が入室する出入口Bに分ける。また、保健室中もパーテーションや透明シートで仕切って、体調不良の児童の対応スペースとケガをした児童の対応スペースを分ける。
- 発熱・嘔吐の児童については、出入口Cを使用してベッドを利用する。
- 体調不良の出入口Aにテレビモニター付きインターホンを設置する。(引率教職員・保護者の方が使用)

【体調不良の児童】

- 発熱や嘔吐がある場合 → そのままベッド室へ入りお迎えを待つ
 ○熱のない体調不良児童 → 保健室内の椅子や簡易ベッドで休養しお迎えを待つ





(6) トイレ・手洗い場

- ・ クラスや学年ごとに使用する手洗い場、トイレを指定しておき、指定された手洗い場、トイレ以外は使用しない。

使用場所	学年	使用場所	学年
北館2階トイレ・中央手洗い場	1年	南館1階トイレ・手洗い場	3年1～3組・2年5組
北館2階西手洗い場	センター	南館2階トイレ・手洗い場	2年1組～4組
北館3階トイレ	4年・5年	南館3階トイレ・手洗い場	3年4組・5組
北館3階中央手洗い場	5年		
北館3階西手洗い場	4年	南館4階トイレ	使用不可
北館4階トイレ	6年・4年6組	プレハブトイレ	使用不可（育友会）
北館中央手洗い場	6年	体育館トイレ	使用不可（社会体育）
北館4階西手洗い場	4年6組	北館1階手洗い場	使用不可

- ・ 2方向による換気を徹底する。（窓・換気扇の使用）
- ・ ソーシャルディスタンスを取るよう足形を設置する。
- ・ 手洗い場は、密にならないように使用する。
- ・ 手洗いの仕方を掲示する。

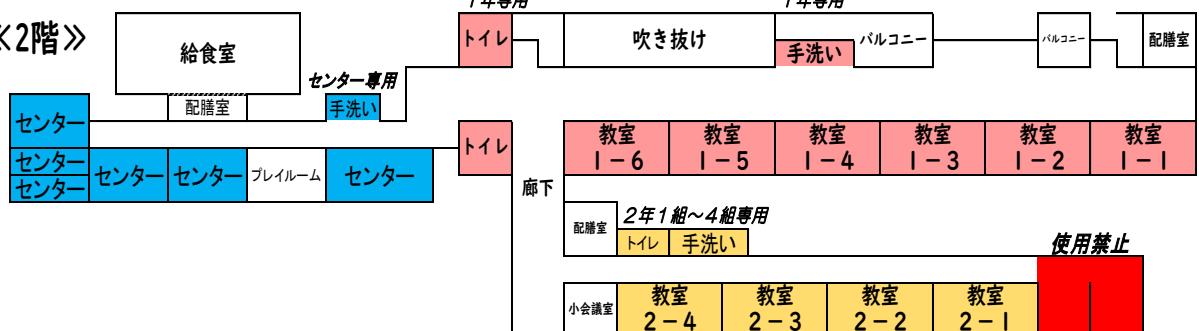


【 宝塚第一小学校 教室配置図 】

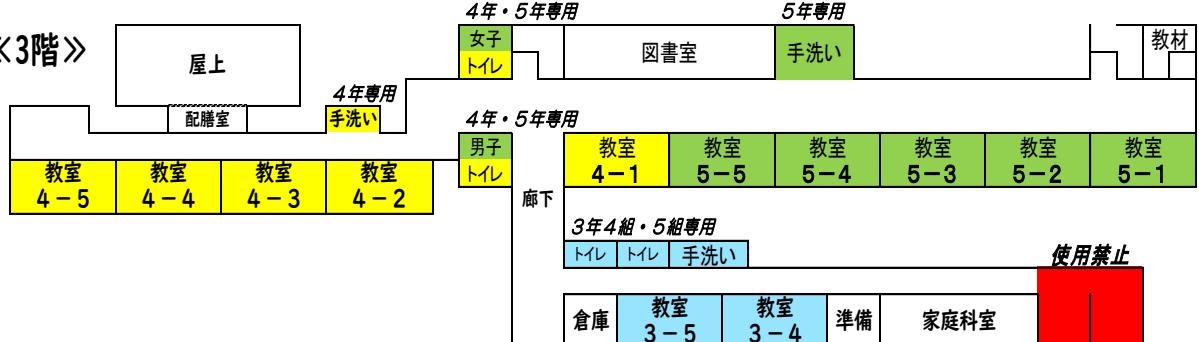
«1階»



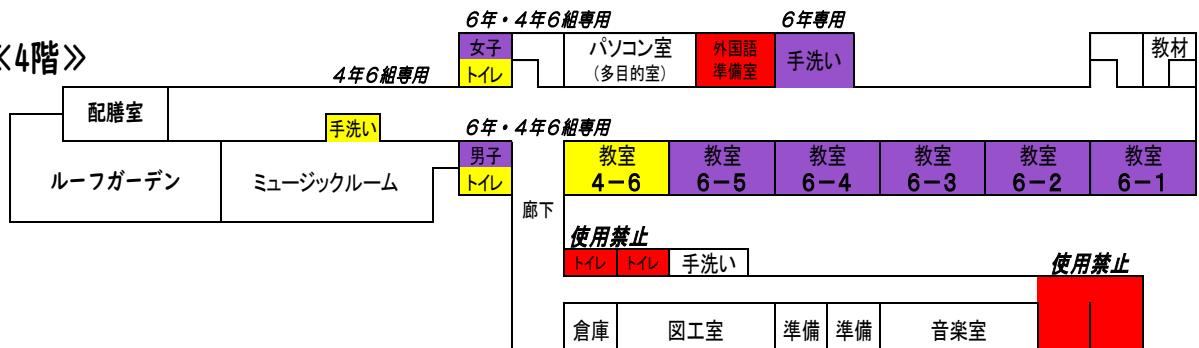
«2階»



«3階»



«4階»



(7) 清掃・消毒作業の徹底

- 教室、電気スイッチ、窓の鍵、水洗ボタン、階段の手すり、教具など、多くの児童の手が頻繁に触れる箇所を中心に、教職員が1日1回は家庭用洗剤等で消毒する。
- 消毒液は、消毒用エタノールまたは、界面活性剤入りで新型コロナウイルスに対する有効性が示されている家庭用洗剤で除菌する。次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、嘔吐物の処理や、感染者が発生した場合、保健所や教育委員会の指導を受け、消毒に使用する。
- トイレ掃除は、使用的な学年の児童に掃除当番を割り当て、掃除をさせる。しかし、1年生とセンターのトイレについては教職員が清掃を行う。2年生のトイレ掃除については、当面の間、担当教師の指導のもとで行う。

(8) その他

- 下足室には、1クラス5人以内で靴の履き替えを行う。(下足室は学年が集中しないように配当する。)
- 校内の様々な場所に「はなれて ふせごう コロナウイルス」や「一小のやくそく」の掲示を行い視覚的に訴えることで、常にソーシャルディスタンスを意識させる。

2. 児童の生活指導面での対策

(1) 新しい生活様式の定着

- 『一小のやくそく～新型コロナウイルスを防ごう～』を児童に提示し、指導・徹底していく。

(2) 登下校時における「密集」「密接」の防止について

① 教職員の支援体制の確立

- 下校時、下足室や校門等で「密集」「密接」を防ぐよう支援体制を組んで、児童を指導する。

② 時差下校の実施

- 下校する際、一人ずつ10～15秒の時間差をつけて下校する。
- 下校時に友だちを待つ場合は、運動場で待つ。

(3) 教室での過ごし方

① 登校後の過ごし方

- 朝登校してきたら、手洗いをしてから教室に入り、ランドセルを棚に入れたり、水筒を机の横にかけたりするなど、朝の準備を行う。
- 健康観察カード、連絡帳、宿題、週予定表、プリントなどは、教職員が回収するか、児童本人に持てこさせる。ただ児童が手洗いをした場合は、係の児童が配付したり、後ろの児童にプリントを渡したりしても良い。
- 健康観察カードを確認した際、検温していない場合は教室の体温計で検温する。また、健康状態が記載されていない場合は、本人又は保護者に確認する。

② 授業中の過ごし方

- 友だちと物の貸し借りはしない。どうしても必要な場合は、教職員に相談する。
- グループ学習やペアトークを行う際は、1m以上の距離を取る。
- 【音楽科】感染症対策を施した上で、リコーダーや鍵盤ハーモニカによる演奏を行う。また、歌唱はマスクをして行う。
- 【体育科】有酸素運動をする際、マスクを外すが基本的にマスクを着用して体育を行う。
- 【家庭科】感染症対策を施した上で、調理実習を行う。

③ 休み時間の過ごし方

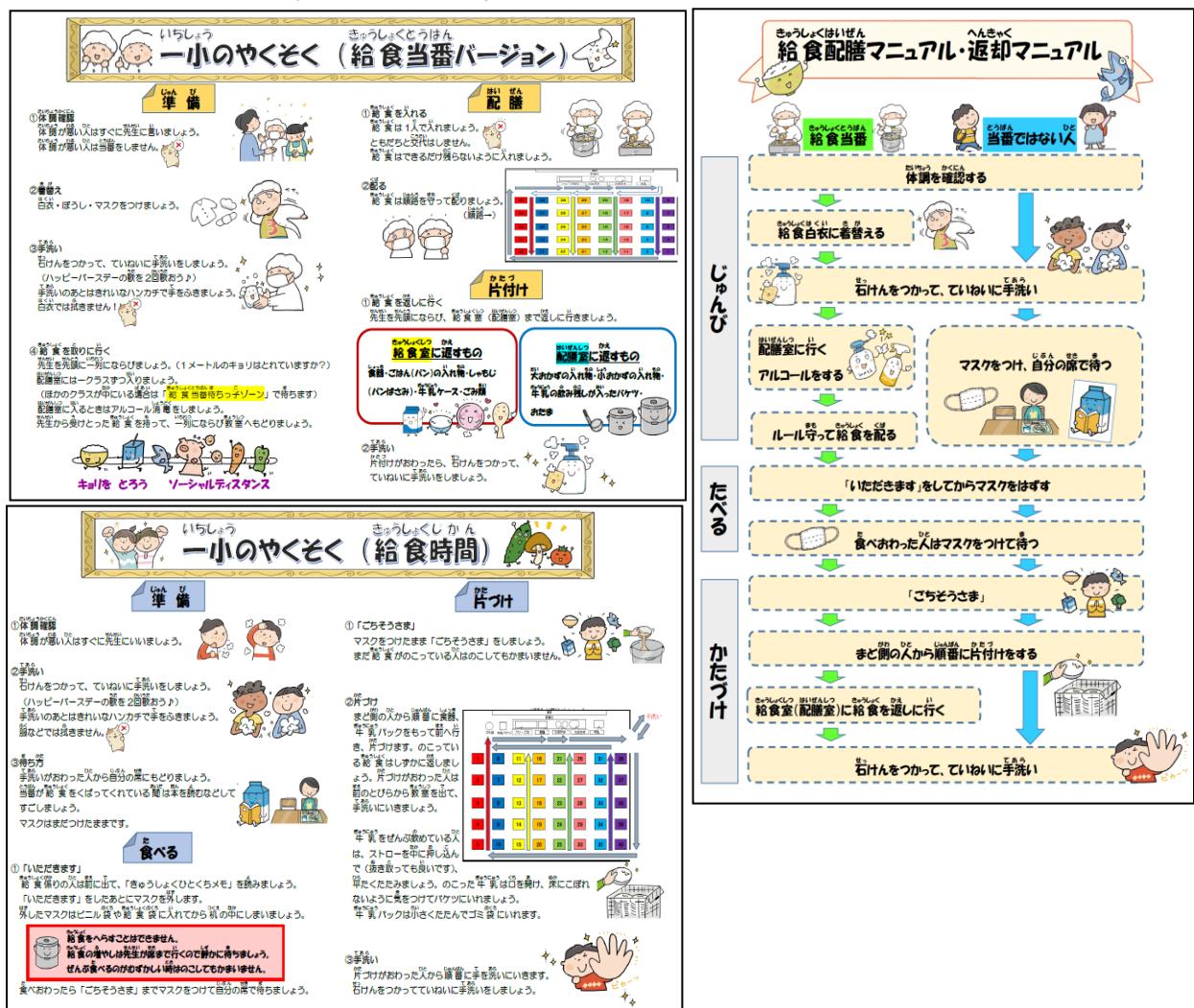
- ・運動場での「密集」「密接」を防ぐため、学年毎に運動場の使用時間を設定する。
 - ・朝休みは、当面の間、使用禁止とする。
 - ・休み時間の過ごし方（校舎内で過ごす際）は、友だちとソーシャルディスタンスをとり、自由帳、読書、友だちとの話、お茶を飲む、トイレ、手洗い、昔遊び、百人一首などを行う。

④ 放課後の過ごし方

- 下校前及び帰宅後に再度学校に来て、運動場で遊ぶことは可能とする。ただし、児童ホールの利用はできない。

(4) 給食指導について

- ・学校給食を提供する際には、特に手洗いの徹底をはかるとともに、配膳の過程での感染防止に努め、食べる際には机を向かい合わせにしないなど、座席の配置の工夫をして、3つの密を避けるようにする。
 - ・「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
 - ・栄養教諭が中心になって作成したDVD「給食の配膳・喫食・返却について」を定期的に視聴させるとともに、担任による学級指導を行い、安全安心に学校給食を提供できるよう指導徹底する。
 - ・「一小のやくそく（給食当番バージョン）」「一小のやくそく（給食時間）」などを教室に掲示することで、視覚的に児童に理解させる。



(5) 清掃指導について

- 通常通り清掃活動を行う。石けんで手洗いをして机を運んだり、上拭き雑巾で児童の机、棚、窓などの拭き掃除を行ったりする。
- トイレ掃除は、使用する学年の児童に掃除当番を割り当て、掃除をさせる。しかし、1年生のトイレについては教職員が清掃を行う。

(6) マスクの着用について

- 基本的に常時マスクを着用するよう指導する。マスクを忘れたり、使用できない状態になったりしたら、職員室前に置いてある予備用マスクを児童に渡す。ただし、マスクを忘れた場合は、家庭に連絡等を行い、今後、マスク着用について伝える。

【マスクの着用が必要ない場面】

- ① 十分な身体的距離（2m以上）が確保できる場合
- ② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ③ 体育の授業
 - ※ 十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は着用。
- ④ 登下校時
 - ※ 熱中症対策を優先し、人と十分な距離を確保し、会話を控える。
- ⑤ 屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動時
- ⑥ アレルギーなど健康上の理由でマスクの着用が困難な場合

(7) 使用禁止場所について

- プレハブトイレ、北館1階手洗い場、児童ホール、南館東階段、南館4階（手洗い場、トイレを含む）、体育館トイレを使用しない。

(8) 保護者の皆さん・地域の皆さんの学校施設の制限について

- オープンスクールや参観、個人懇談会以外では、学校施設内に入ることを自粛していただく。
- 図書ボランティアやグリーンボランティア、ベルマークボランティア、学校応援団、一小っこ遊ぼう会、一小寺子屋などの活動は可能とする。
- 職員室や事務室に用事がある場合や体調不良等の児童を迎えて保健室へ来室することは可能とする。
- 運動場や中庭、下足室の外で児童を見送ったり待っていただいたりすることは可能とする。
- 保護者や地域の皆さんのトイレは、必ずプレハブのトイレを使用する。